

訪問看護重要事項説明書

＜令和5年4月現在＞

1. 訪問看護方針

訪問看護ステーションいしざきは、主治医の指示に基づき、利用者の自立と社会復帰（社会適応）へ向けて支援。利用者・ご家族の日常生活上の様々な悩みの相談・支援まで含めた看護援助を行っています。

訪問看護事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス居宅介護支援事業者との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

2. 訪問看護ステーションいしざきの概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションいしざき
所在地	茨城県東茨城郡茨城町上石崎4698（石崎病院内）
電話番号	029-293-7155（石崎病院内）
介護保険指定番号	0863190070
サービスを提供する地域	茨城町・水戸市・ひたちなか市・大洗町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員の職種および員数

: 管理者 1名 : 看護師 2名

(3) 事業所営業時間

営業日	月曜日～金曜日 第1土曜日
休日	土曜・日曜 国民の祝日 12/30～1/3
営業時間	9時～17時

* 上記時間帯以外は緊急連絡電話番号までお電話ください。 * 緊急連絡電話番号 080-5015-3851（照山）

3. 訪問看護の内容

健康相談

- 健康のチェックと助言（血圧・体重・呼吸・脈拍など）
- 特別な病状の観察と助言
- 心の健康チェックと助言（趣味・生きがい・隣人とのつながりなど）

日常生活の看護

- 清潔のケア
- 療養環境の整備
- 寝たきり、床ずれ予防のためのケア
- コミュニケーションの援助
- 終末期の看護

リハビリテーション

- 脳のリハビリ
- 嚥下機能訓練
- 廃用性症候群予防のための訓練
- 腰痛や関節の痛みのケア
- 日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など）
- 日常生活用具の利用相談（ベッド・ポータブルトイレ・車いすなど）
- 住宅改造時の相談（居室・廊下・浴室・洗面所・トイレ・階段・玄関など）

精神・心理的な看護

- 不安な精神・心理状態のケア
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 社会生活への復帰援助
- 事故防止のケア
- 服薬のケア

認知症の看護

- 認知症のケアと相談
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 悪化防止のケア
- 事故防止のケア

検査・治療促進のための看護

- 慢性疾患（糖尿病・高血圧・肝臓病など）の看護と療養生活の相談
- 床ずれ、その他創部の処置
- 留置カテーテルなどの管理
- 服薬指導・管理
- その他、かかりつけの医師の指示による処置・検査

介護者の相談

- あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談
- 精神的支援

4.基本利用料金

別表参照

5.当ステーションの特徴

(1) 訪問看護

精神訪問看護に加え、一般的な訪問看護も行います。自立と社会復帰(社会的適応)へ向けての支援、ご本人、ご家族の日常生活上の様々な悩みの相談、支援まで含めた看護援助、さらに、認知症疾患医療センターとの連携により、認知症に係る様々なご相談、看護援助を提供させていただきます。

(2) 24時間いつでも連絡をいただける体制をとっており必要なときは、夜間・休日も訪問させていただきます。

6.緊急時等における対応方法

(1)看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

(2)看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

7.個人情報について

訪問看護において、知り得た個人の情報は堅くお守りいたします。

尚、利用者の介護上、必要な情報はご了承のうえで市町村長、保健所長、居宅事業者サービス調整会議などへの情報を提供させていただくことがあります。

8.虐待防止のための措置に関する事項

(1)事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

ア)虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施

イ)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

ウ)その他虐待防止のために必要な措置

(2)事業者はサービス提供中に、当該事業所看護師等又養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9.損害賠償責任について

(1)事業者は、訪問看護の実施にともない、訪問看護契約書第7条に定める守秘義務に違反して、利用者もしくは介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

(2)訪問看護の実施にともなって、事業者の責に帰すべからざる事由により生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事項に該当する場合には、事業者は損害賠償債務を負いません。

ア)利用者が、契約締結時にその疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

イ)利用者もしくは介護者等が、訪問看護の実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

ウ)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問看護を原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

エ)利用者又は介護者等が、事業者及び訪問看護従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

10.サービス内容に関する苦情

当ステーションの提供する訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業所の窓口】 訪問看護ステーションいしざき TEL 029-293-7155
(石崎病院)

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明となります。